



行政相談委員の委嘱について

行政相談委員（以下「委員」という。）は、行政相談委員法（昭和 41 年法律第 99 号）に基づき、地域において社会的信望があり、かつ行政運営の改善について理解と熱意を有する者の中から、その担当区域（市町村の区域）を定めて、関係市町村長の意見を聴いた上で、総務大臣が委嘱しています。

委員の委嘱期間は通常 2 年です。このため、平成 31 年 4 月 1 日が改めて委嘱（以下「一斉委嘱替え」という。）を行う時期に当たり、大阪府内では 192 人が委嘱されました。

◆今回の委嘱の概要

- ・ 今般の一斉委嘱替えにより、大阪府内で委嘱された委員は 192 人。うち、新規に委嘱された委員（以下「新規委嘱委員」という。）は 23 人（委員全体の 12.0%）、再委嘱された委員は 169 人（同 88.0%）。
- ・ 委員全体の平均年齢は 69.0 歳で、60～79 歳の委員が全体の 93.2%。うち、新規委嘱委員の平均年齢は 64.9 歳。
- ・ 委員全体のうち、女性委員は 66 人で、その割合は 34.4%。

◆行政相談委員とは

- 国民の皆様の身近な行政相談窓口として、全国の市町村（特別区を含む。）に少なくとも 1 人を委嘱している民間のボランティアです。
- 国の行政機関等の業務に関する国民からの苦情の相談を受けて、必要な助言を行ったり、関係行政機関等にその苦情を通知し、その解決の促進を図ります。
- また、業務の遂行を通じて得られた行政運営の改善に関する意見を総務大臣に対して述べることにより、行政の改善に貢献しています。
- 委員は、皆様がお住まいの市区役所・町村役場、公民館等で定期的開設される定例相談所で相談を受け付けたり、自治会等の代表者や地域の方々との懇談会を開催し、行政に関するご意見・ご要望をお受けしています。